

秋田県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成30年2月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	大曲横手線	横手市静町字北小屋42番2から同字赤口17番4まで

2 供用開始の期日 平成30年2月27日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年2月27日から同年3月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）